

2020年4月吉日
北大阪支部副支部長 和田 聡

2020年度北大阪支部総会の書面審議及び懇親会中止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発せられたため、下記の通り2020年度北大阪支部総会は書面審議することとし、合わせて懇親会を中止することといたしました。

会員の皆様におかれましては諸事情をご賢察の上、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 書面審議および懇親会中止の理由

緊急事態宣言を受けて、大阪府知事から「外出の自粛」と「イベント開催の自粛」の要請が行われています。緊急事態宣言の対象期間は現時点では5月6日までとされていますが、現在においても、大阪府の新規感染者は継続的に発生しており、終息にはほど遠い状況にあります。

総会は本来、一堂に会して開催することが原則ではありますが、総会や懇親会を例年通り開催することは、大阪府知事からの自粛要請に反するだけでなく、会員各位の健康や安全を確保するのは困難な状況です。

一方、当支部は、4月から翌年3月までが会計年度であることや、支部長をはじめとする役員が改選期を迎えていること等を踏まえると、総会決議を延期したままでは、支部活動に著しい支障をきたすこととなります。

これら諸事情を勘案した結果、今回は特例的に総会を書面審議にて実施することとし、懇親会は中止すべきとの判断に至りました。

なお、そもそも総会は出席者のみでの審議であるのに対し、書面審議は直接会員に審議を求めるわけですから、直接会員の声を聞くことは、特例的であるとは言え、一堂に会しての総会よりも高度（民主的）な審議であるものと考えます。

2. 総会の書面審議の内容について

(1) 審議事項

第1号議案から第4号議案までの可否について審議をお願いいたします。

各議案については、別途、当HPに掲載します。

諸事情によりHPで議案をご覧になれない方には、FAXでの連絡を予定しています。

(2) 総会開催の通知

5月9日頃、会員各位に往復はがきを発送します。

(3) 意思表示の方法と期間

6月12日（必着）返信、反対意見がある場合は是非お聞かせください。

返信無き場合は賛成とみなします。

(4) 総会の開催

6月20日頃、支部役員による小規模な総会を開催します。

→（修正）6月20日以降で、かつ、緊急事態宣言による外出自粛が緩和された時期以降の然るべき日において、支部役員並びに本部役員による小規模な総会を開催します。

（5/9 17:30(4)を一部修正。開催日6月20日固定としていたものを柔軟化、並びに支部役員に加えて本部役員も出席へ。）

なお、開催場所は未定です（自粛要請のために開催場所の確保は困難な状況です。）

(5) 議案の決議方法

総会に出席した支部役員全員の厳正な監視の下、往復はがきの確認を行います。

→（修正）総会に出席した支部役員並びに本部役員全員の厳正な監視の下、往復はがきの確認を行います。（5/9 17:30(5)を一部修正。支部役員に加えて本部役員も出席へ。）

第3号議案は支部会則変更の案件であるため、反対が会員数の1/3超に達した場合のみ、否決とします。

その他の議案については、反対が会員数の過半数に達した場合のみ、否決とします。

なお、当支部の会員数は約4,500名です。

(6) 決議結果の周知方法

6月下旬頃、当HPに掲載を予定しています。

→（修正）総会開催後遅滞なく、当HPに掲載を予定しています。

必要に応じて、議案への反対意見等についても掲載する所存です。

以上の手順により、特例的ではありますが、公正な総会決議を行う所存です。

（5/9 17:30(6)を一部修正。HP掲載時期を6月下旬頃固定としていたものを柔軟化、並びに「以上の手順」以後を加筆。）

3. 書面審議へのお問い合わせ

これらの内容に関するお問い合わせは、北大阪支部のお問合せフォーム（このページの右上にあります）からメールアドレスを入力していただき、お名前、卒業年度、学部、支部（北大阪支部、他支部）をご記入の上、送信してください。

ご意見の締切は5月1日（金）21時までとさせていただきます。

以上